◎特定施設(振動関係)

9 合成樹脂用射出成形機

10 鋳型造型機

〇ジョルト式のものに限る

◎特定施設(振動関係) 			
振動規制法		京都府環境を守り育てる条例	
1 金属加工機械		1 金属加工機械	
イ 液圧プレス	○矯正プレス除く	ア 圧延機械	
ロ 機械プレス		ウ 液圧プレス	
ハ せん断機	〇原動機定格出力の合計1Kw以上	オ せん断機	
二 鍛造機		カ ベンディングマシン	〇ロール式で原動機定格出力の合計3.75Kw以上
ホ ワイヤーフォーミングマシン	〇原動機定格出力の合計37.5Kw以上	2 粉砕機	
2 圧縮機	〇原動機定格出力の合計7.5Kw以上	ア 土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい、分級機	
3 土石用又は鉱物用の破砕機、 摩砕機、ふるい、分級機	〇原動機定格出力の合計7.5Kw以上	イ その他の用に供する粉砕機	
4 織機	〇原動機を用いるものに限る	3 バッチャープラント	
5 コンクリートブロックマシン	〇原動機定格出力の合計2.95Kw以上	4 冷凍機	〇原動機定格出力の合計7.5Kw以上
コンクリート管製造機械	〇原動機定格出力の合計10Kw以上	5 遠心分離機	〇直径1.2m以上
コンクリート柱製造機械	〇原動機定格出力の合計10Kw以上	6 ニューマチックハンマー	
6 木材加工機械		7 コルゲートマシン	
イ ドラムバーカー		8 原石切断機	〇原動機定格出力の合計7.5Kw以上
ロ チッパー	〇原動機定格出力の合計2.2Kw以上		
7 印刷機械	〇原動機定格出力の合計2.2Kw以上		
3 ゴム練用又は 8 合成樹脂練用のロール機	〇カレンダーロール機以外で原動機定格出力の合計30Kw以上		